

弘前市がん患者医療用補正具購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、がん罹患した者に対し、がん治療の影響による外見の変化を補正するための用具（以下「補正具」という。）の購入に伴う経済的負担を軽減し、がん罹患した者の生活の質の向上及び社会参加の促進を図るため、予算の範囲内において、弘前市がん患者医療用補正具購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 助成金の交付の申請時において弘前市内に住所を有していること。
- (2) がんの治療を過去に受けており、又は現に受けていること。
- (3) 過去に市から同種の医療用補正具の購入に係る助成金の交付を受けていないこと。
- (4) 助成金の交付対象となる医療用補正具に対し、市の助成金と同種の助成金等の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める補正具（以下「助成対象補正具」という。）の購入費用（購入に際して発生した送料、代金決済手数料等を除く。）とする。

- (1) 医療用ウィッグ ウィッグ（装着時に皮膚を保護するためのネットを含む。）及び毛髪付帽子
- (2) 胸部補正具 単体で補正機能を有する下着、乳房の補正パッド及び人工乳房（乳房の補正パッド及び人工乳房については、その装着時に固定する機能を有する下着を含む。）（助成金の額等）

第4条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額の合計額の2分の1に相当する額（当該相当する額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は前条各号に掲げる区分につき3万円のいずれか少ない額とし、助成の回数は、前条各号に掲げる区分につきそれぞれ1回ずつを上限とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、弘前市がん患者医療用補正具購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。ただし、助成対象者が未成年者又は被後見人であるときは、その法定代理人が申請するものとする。

- (1) がんの治療を受けた又は現に受けていることを証明する書類（診断書、診療明細書、治療方針計画書の写し等）
- (2) 助成対象補正具を購入した日及び支払った金額の明細が分かる書類
- (3) 振込を希望する金融機関の預貯金口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）

- (4) 助成対象者本人であることを確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードの写し等）
- (5) 助成対象者の法定代理人が申請する場合にあっては、当該法定代理人本人であることを確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカードの写し等）及び助成対象者との関係を証明する書類

2 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 第1項の申請は、助成対象補正具を購入した日の翌日から起算して1年を経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（助成金の交付のための調査）

第6条 市長は、助成の実施及び前条の規定による申請の内容の審査のため必要がある場合は、申請者の承諾を得て、申請書及び添付書類の記載事項並びに同種の助成金等の交付の有無等について、他の自治体、治療を受けた医療機関及び補正具の購入先に対し、事実の確認及び照会を行うことができるものとする。

（助成金の決定等）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査（前条の調査を行った場合は当該調査を含む。）を行った結果、助成金を交付することが適当と認めるときは、速やかに助成金の交付を決定するとともに、その決定の内容を弘前市がん患者医療用補正具購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金を交付することが不適当と認めるときは、弘前市がん患者医療用補正具購入費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 助成金の請求は、第1項による通知をした日になされたものとみなす。

（助成金の支払）

第8条 市長は、助成金の交付を決定したときは、当該決定に係る通知の日から30日以内に助成金を支払うものとする。

（決定の取消し等）

第9条 市長は、助成金の交付を受けようとする者又は助成金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたことが判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、その旨を速やかに書面により申請者に通知するものとする。この場合において、すでに助成金が交付されているときは、申請者に対して、期間を定めて、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（台帳管理）

第10条 市長は、弘前市がん患者医療用補正具購入費助成金の交付に係る台帳に必要な事項を記載し助成金の交付の状況について管理するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。